

板橋区被保護者自立支援事業実施要綱

平成 17 年 6 月 30 日 区長決定
平成 18 年 1 月 6 日 一部改正
平成 19 年 2 月 9 日 一部改正
平成 19 年 8 月 24 日 一部改正
平成 20 年 10 月 1 日 一部改正
平成 22 年 3 月 4 日 一部改正
平成 23 年 4 月 1 日 一部改正
平成 23 年 8 月 10 日 一部改正
平成 24 年 3 月 21 日 一部改正
平成 25 年 3 月 12 日 一部改正
平成 26 年 3 月 24 日 一部改正
平成 27 年 3 月 31 日 一部改正
平成 29 年 5 月 22 日 一部改正
平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受ける者を含む。）又は被保護世帯（以下「受給者等」という。）に対して、その自立に要する経費の一部を支給することにより、もって受給者等の自立を支援することを目的とする。

(支援の種類)

第 2 条 支援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 就労支援
- (2) 社会参加活動支援
- (3) 地域生活移行支援
- (4) 健康増進支援
- (5) 次世代育成支援

(支援の条件)

第 3 条 支援の決定にあたっては、当該支援が受給者等の自立に有効な手段となることを、福祉事務所長（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者について

は福祉部管理課長。以下「福祉事務所長等」という。)が認めることを前提条件とする。

(支給経費の種類等)

第4条 支援の種類に応じ支給する経費の種類、内容、対象者の要件、支給限度額等は、別表のとおりとする。ただし、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者については、支援の種類のうち就労支援及び次世代育成支援は支給対象者としてしないこととする。

(支援の方法)

第5条 支援は、受給者等に現金又は現物を給付することにより行う。

2 支援は、社会福祉法人等に委託し、実施することができる。

(支援の手続)

第6条 支援を受けようとする受給者等は、被保護者自立支援事業支援申請書(別記様式第1号)に必要書類を添付し、区長に提出しなければならない。

(支援の決定等)

第7条 区長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援の可否を決定する。

2 区長は、支援の決定に際し、必要があるときは、条件を付すことができる。

3 区長は、支援の可否を決定し、被保護者自立支援事業支援承認通知書(別記様式第2号)又は被保護者自立支援事業支援不承認通知書(別記様式第3号)により申請者に通知する。

なお、支援を承認する場合において条件を付したときは、その内容を申請者に通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成19年1月4日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

ただし、別表中ホームレス生活サポート事業の項の規定は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成22年3月4日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

ただし、この要綱の施行の日から、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年12月13日法律第106号）施行の日までの間、この要綱中、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」と読み替えて適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

支援の種類	支給経費の種類		支給経費の内容	対象者の要件	一回あたりの 支給限度額	年度内の 支給限度 回数	
就労支援費	被服等	被服等	スーツ代等の支給	主に稼働年齢層の被保護者で就職面接時に必要なスーツ等を購入した者	被服	28,000円	1回
					履歴書・写真代	2,000円	1回
	求職活動用携帯電話	求職活動用携帯電話	プリペイド式携帯電話及び専用カード購入費の支給	求職活動時の連絡手段を有さない被保護者でプリペイド式携帯電話を購入した者	プリペイド式携帯電話	5,000円	1回
					専用カード	3,000円	2回
	参考書等	自己学習用参考書・問題集等購入費の支給	求職活動又は職業訓練校入校のための自己学習用参考書・問題集等を購入した被保護者	12,000円	1回		
	技能修得費補助	補助教材費等の支給	既に技能修得費が支給されており積極的に資格取得を目指している被保護者であって、補助教材等を購入した者	12,000円	1回		
就労支援	緊急一時保育料	母・子の病気等緊急時対応	緊急一時保育料の支給	母子世帯等で母や子(主に9歳以下)の病気時に一時的に子を施設等に預けた被保護者	2,500円	21回	
母子等就労支援費			認証保育所等の入所料及び保育料の支給	母子世帯等で就労支援プログラムの対象者である被保護者で、就労(就労内定、求職活動、就労のため技能修得する場合を含む。)するにあたり、子が保育所入所待機中のため、保育所に入所できるまでの間、認証保育所等を利用する者	入所料	35,000円	1回
					保育料	65,000円	12回
	無料職業紹介事業		職業紹介及び就職支援セミナー(就職説明会含む)の開催	就労支援プログラムにおける無料職業紹介事業活用プログラムの対象者である被保護者。	現物給付(一部委託)		
	就労準備支援事業		キャリアカウンセリング、就労準備セミナー、就労体験、職場見学、ボランティア活動体験、定着支援(離職防止支援)、同行支援、訪問支援	就労支援プログラムにおける就労準備支援プログラム又は社会参加支援プログラムの対象者である被保護者。	現物給付(委託)		

支援の種類	支給経費の種類		支給経費の内容	対象者の要件	一回あたりの 支給限度額	年度内の 支給限度 回数	
社会参加活動支援	社会参加活動費	ボランティア講座 受講料	ボランティア講座受講料 の支給	65歳以上の被保護者で、公的機関が主催するボランティ ア講座を受講した者(入所・入院中の者を除く。)	2,000円	3回	
		ボランティア保険料	ボランティア保険料 の支給	65歳以上の被保護者で、ボランティア活動を行うに伴い ボランティア保険に加入した者(入所・入院中の者を除 く。)	700円	1回	
		シルバー人材 センター年会費	シルバー人材センター 年会費の支給	シルバー人材センター年会費を負担した被保護者であっ て、就労収入からの必要経費控除を行っていない者(入 所・入院中の者を除く。)	2,000円	1回	
地域生活移行支援	住宅契約関係費	鍵交換費等	入居要件となっている鍵交 換費等の支給	入院患者の退院、施設入所者の退所又は転宅等により 新たに住宅賃貸借契約を結ぶ被保護者で、鍵交換費等 の負担が入居要件となっている場合であって福祉事務所 長等が必要と認めた者	20,000円	1回	
	高齢者等生活環境改善費		居室清掃及び 居室環境整理サポート	部屋を清潔に保てない保護受給中の高齢者等(他法・他 施策での援助対象者を除く。)	ゴミ処分料	400,000円	1回
					生活改善 計画書 作成料	9,112円	1回
					居室整理 サポート料	12,000円	1回
	生活支援費			生活支援サービス年会費 及びヘルパー等派遣費用 の支給	他法・他施策による生活支援サービスが受けられない被 保護者。ただし、他法・他施策により受けられる生活支援 サービスの上乗せサービスは対象としない。	年 24,000円	
						高齢者等見守り支援費	65歳以上の高齢者、又は要介護・要看護状態にあつて見 守りが必要な居室の被保護者が安否確認や訪問電話、2 4時間電話相談、緊急通報サービスなどの見守り支援を 受ける場合であつて、福祉事務所長等が必要と認めた者
債務整理支援費			予納金の支給	破産宣告の手続きを希望する多重・多額債務に陥ってい る被保護者	15,000円	1回	
居宅生活適用訓練支援費			外泊訓練に伴う宿泊費用	長期に入院・入所している被保護者で退院・退所可能と 判断される者	53,700円	3回	

支援の種類	支給経費の種類		支給経費の内容	対象者の要件	一回あたりの 支給限度額	年度内の 支給限度 回数	
地域生活移行支援	精神障がい者生活力 向上支援費	生活力向上計画費	在宅生活支援コーディネーター プラン作成料及び在宅訪問 指導料の支給	精神科医療機関で治療中又は治療を必要とする被保護 者	コーディネート プラン作成料	9,112円	12回
					再プラン作成料	1,500円	5回
					在宅訪問指導料	5,300円	5回
	生活向上費	在宅生活支援サービス利用 費用の支給	精神科医療機関で治療中又は治療を必要とする被保護 者	登録料・保険料	3,000円	3回	
				施設利用料・ 施設利用実費	1月 10,000円		
				ピアヘルパー利用料	1月 16,000円		
				ピアエンターテインメント 参加費・ カルチャー講座等 参加費・ ピアカウンセリング研 修等参加費	1月 5,500円		
		精神科カウンセリング 受診料	精神科カウンセリング受診 料の支給	精神疾患の疑いがある又は軽度の精神疾患を持つ被保 護者	年72,000円		
	通訳派遣費	通訳派遣費の支給	日本語コミュニケーション支援プログラムによる支援を 受けている被保護者で、意思疎通が困難なためNPO法 人等の通訳派遣が必要と福祉事務所長が判断した者	年 60,000円			

支援の種類	支給経費の種類		支給経費の内容	対象者の要件	一回あたりの支給限度額	年度内の支給限度回数
地域生活移行支援	ホームレス生活サポート事業		ホームレス生活を脱却するための施設入所支援、相談支援、ホームレス関連施設等を退所する際の住宅確保のための支援、居宅生活移行後の日常生活の訪問支援及び生活訓練支援	福祉事務所が相談受け要保護と判断したホームレス、ホームレス地域生活移行支援事業で既に居宅生活を行っている被保護者、ホームレス生活を行っていた被保護者及びホームレス生活から脱却した被保護者で福祉事務所長が必要と判断した者	現物給付(委託)	
	金銭管理支援事業		生活保護費等の日常金銭管理支援、通帳等書類保管支援、年金・手当等受給手続き支援及び法律相談支援	心身の理由により適正な金銭管理を行うことが困難な被保護者で自立支援プログラムによる金銭管理支援が必要と福祉事務所長が認めた者	現物給付(委託)	
	健康管理支援事業		支援方針の策定に向けた技術的助言、居宅生活支援、社会復帰促進支援	精神障がい又は精神疾患等が原因で安定した居宅生活を営むことが難しい被保護者で自立支援プログラムによる健康管理支援が必要と福祉事務所長が認めた者	現物給付(委託)	
	居住安定化支援事業		住宅相談及び賃貸借契約準備支援、契約同行支援、転居に伴う各種手続支援、緊急連絡先の引受け、転居後の見守り支援、代理納付の推進	転宅又は居宅生活への移行のために住宅物件を探すことが困難な被保護者及び居宅生活で安定した日常生活を営むことに課題がある被保護者で自立支援プログラム等による居住安定化支援が必要と福祉事務所長が認めた者	現物給付(委託)	
健康増進支援	健康増進費	介護予防教室等参加費	介護予防教室等参加費の支給	介護予防を目的とする介護予防教室に参加した、介護保険対象年齢の被保護者(入院・入所中の者及び介護サービス受給者を除く。)	3,000円	1回
	健康管理器機購入費		健康管理器機購入費の支給	主治医等の保健指導に基づき、日常的な健康管理や健康増進を目的とした健康管理器機を購入した被保護者で福祉事務所長等が必要と認めた者	年 20,000円	

支援の種類	支給経費の種類		支給経費の内容	対象者の要件	一回あたりの支給限度額	年度内の支給限度回数
次世代育成支援	次世代育成支援費	高校受験対策講座等受講助成費(中学3年生)	進学塾、夏季・冬季・直前集中講座、通信講座等の受講費用の支給	中学3年生を対象とし、次世代育成支援プログラムによる支援を受ける被保護者で福祉事務所長が必要と認めた者。ただし、板橋区子どもの学習・生活支援事業実施要領に定める支援を現に受けている者を除く。	年 200,000円	
		高校受験対策講座等受講助成費(中学校既卒者)	進学塾、夏季・冬季・直前集中講座、通信講座等の受講費用の支給	中学校既卒者を対象とし、次世代育成支援プログラムによる支援を受ける被保護者で福祉事務所長が必要と認めた者。ただし、板橋区子どもの学習・生活支援事業実施要領に定める支援を現に受けている者を除く。	年 100,000円	
		学習環境整備支援費(小学1年生～小学3年生)	進学塾、夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座等の受講費用の支給	小学1年生から小学3年生の児童を対象とし、次世代育成支援プログラムによる支援を受ける被保護者で福祉事務所長が必要と認めた者。ただし、板橋区子どもの学習・生活支援事業実施要領に定める支援を現に受けている者を除く。	年 100,000円	
		学習環境整備支援費(小学4年生～中学2年生)	進学塾、夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座等の受講費用の支給	小学4年生から中学2年生の児童・生徒を対象とし、次世代育成支援プログラムによる支援を受ける被保護者で福祉事務所長が必要と認めた者。ただし、板橋区子どもの学習・生活支援事業実施要領に定める支援を現に受けている者を除く。	年 100,000円	
		学習環境整備支援費(高校1年生～高校2年生)	進学塾、夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座等の受講費用の支給	高校1年生から高校2年生の生徒を対象とし、次世代育成支援プログラムによる支援を受ける被保護者で福祉事務所長が必要と認めた者。ただし、板橋区子どもの学習・生活支援事業実施要領に定める支援を現に受けている者を除く。	年 150,000円	
		学習環境整備支援費(高校3年生)	進学塾、夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座等の受講費用の支給	高校3年生の生徒を対象とし、次世代育成支援プログラムによる支援を受ける被保護者で福祉事務所長が必要と認めた者。ただし、板橋区子どもの学習・生活支援事業実施要領に定める支援を現に受けている者を除く。	年 200,000円	
		大学等進学支援費	大学等受験料の支給	大学等への進学を目指す高校生の大学等受験料であつて、大学等へ進学することが世帯の自立助長に効果的であると福祉事務所長が認めた者	年 80,000円	
		学習・相談ボランティア派遣費	学習・相談ボランティア派遣費用の支給	小学生から高校生の児童・生徒等を対象とし、次世代育成支援プログラムによる支援を受ける被保護者で福祉事務所長が必要と認めた者。ただし、板橋区子どもの学習・生活支援事業実施要領に定める支援を現に受けている者を除く。	年 64,000円	
		健全育成支援費	ボランティア体験イベント、社会教養セミナー等参加費の支給	ボランティア体験イベント又は社会教養セミナー等へ参加した中学生及び高校生を対象とし、次世代育成支援プログラムによる支援を受ける被保護者で福祉事務所長が必要と認めた者	年 15,000円	

(宛先) 板橋区長

申請者住所

申請者氏名

被保護者自立支援事業 支援申請書

下記のとおり、被保護者自立支援事業による支援を申請します。

支援の内容		添付資料
就労支援		
社会参加活動支援		
地域生活移行支援		
健康増進支援		

年 月 日

東京都板橋区長

法外援護金支給のお知らせ

(被保護者自立支援事業 支援承認通知書)

下記のとおり被保護者自立支援事業による支援が決定したので通知します。

1 支給月

年 月分

2 支給額

援護金	-	既支給額	=	支給額
-----	---	------	---	-----

支給額(A)	返納額	業者/施設払(B)	あなたに支払う援護金(A) - (B) 年 月 日 払 円
--------	-----	-----------	-------------------------------------

3 援護金の内訳

費 目	支給	金 額	数 量	期 間

世帯番号 保護第 係 氏名

年 月 日

様

東京都板橋区長

被保護者自立支援事業 支援不承認通知書

下記のとおり、被保護者自立支援事業による支援が不承認となりましたので通知します。

支援の内容		不承認理由
<ul style="list-style-type: none">・ 就労支援・ 社会参加活動支援・ 地域生活移行支援・ 健康増進支援・ 次世代育成支援		

注：この通知は、生活保護法に基づく通知ではありません。